

## V. 広報活動・掲載メディア

### V-1 広報活動

消費者庁の記者クラブ等を通じて新聞社やテレビ局に広報活動を行いました。

併せて、チラシをマスコミ・全国主要消費生活センター・消費者団体等に送付し、開催の周知に努めました、

マスコミ各社には、新聞・ラジオ等での報道をいただきましたことを深く感謝し、今後さらなるご指導・ご支援をお願いいたします。



平成 30 年 10 月 10 日 消費者庁にて

今後も NACS なんでも 110 番の意義を、報道機関をはじめ一般の方々にお知らせし、効果的な広報にしたいと考えています。

### V-2 掲載メディア

- ・ 新聞 読売新聞 (①10月16日)  
朝日新聞 (②11月2日夕刊)  
ニッポン消費者新聞 (③11月1日、④12月1日)  
日本消費経済新聞 (⑤10月15日、⑥11月15日)
- ・ ラジオ NHK 大阪 10月15日～11月3日 単発情報を毎日数回放送
- ・ NACS ホームページ・広報紙  
ホームページ 本部、東日本支部、西日本支部  
広報紙 「本部通信」(2018年秋号、2019年新春号)  
「NACS news」(2019年新春号)  
東日本支部「いーすと」(10月号、11月号、12月号⑦)  
西日本支部「ハーモニー」(10月1日号、12月1日号⑧)  
メール NACS メールニュース (49号)
- ・ SNS 京都府消費生活安全センター  
Twitter (10月16日ツイート、11月2日にリツイート⑨)

Instagram (11月2日⑩)

Facebook (10月16日⑪)

(11月2日にニッポン消費者新聞の投稿をシェア)

ニッポン消費者新聞

Facebook (11月2日⑫)

・その他

以下のメールマガジン配信

「KC's 通信・NO.251」 2018/10/15号

「KC's 通信・NO.252」 2018/10/31号

① 10月16日 読売新聞

② 11月2日朝日新聞夕刊

消費者トラブル相談  
「なんでも110番」実施  
11月3、4日  
架空請求や不当請求などの消費者トラブルに関する相談を電話で受け付ける「なんでも110番」が11月3、4日に実施される。  
公益社団法人「日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)」の担当者延べ40人が、幅広い相談に応じ、解決策などを提案する。NACSは相談結果を分析し、消費者庁など関係省庁に後日、被害防止策を講じるよう要望する。  
両日とも午前10時～午後4時。東京は☎03・3400・1103、大阪は☎06・4790・8110。

不当・架空請求  
「電話110番」実施  
あすから  
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)が3、4日、不当請求と架空請求をテーマに、電話相談「なんでも110番」を実施する。  
NACSによると、最近では法務省管轄の施設をかたつて訴訟が起こされたとするにせのはがきを送りつけ、金銭を支払わせるなどの手口が目立つという。相談は、各地の消費生活センターなど、関係機関へつなげて解決に導くほか、法規制の不備などの政策提言にもいかす。110番は両日とも午前10時～午後4時。東京(03・3400・1103)、大阪(06・4790・8110)で受け付ける。



相談事例を政策改善へつなげる記者会見

（公社）日本消費者センター（以下「NACS」とする）は、11月3日（土）と4日（日）の両日、「これまでに全国からの相談を受け付けてきた不当請求・架空請求」をテーマに、記者会見を開催した。この中で、NACSの代表者は、不当請求・架空請求の現状と、NACSが取り組んでいる対策について、記者に説明した。

「NACSでは、11月4日（日）に、東京と大阪の両市で記者会見を開催し、不当請求・架空請求の現状と、NACSが取り組んでいる対策について、記者に説明した。この中で、NACSの代表者は、不当請求・架空請求の現状と、NACSが取り組んでいる対策について、記者に説明した。」

# 11月3日、4日、東京と大阪で

## NACS 開催へ 「不当・架空請求なんでも110番」

えのなり取野への管理費請求、貸料となつておられる。次「水道・電気の修理に関する不当請求」などを、はじめ、女性・高齢者へのSMSやハガキを使った架空請求詐欺など被害は拡大、数千円も支払った深刻な事例もある。これらで寄せられた苦情相談には、次のような例がある。

## NACS 「不当・架空請求なんでも110番」 深刻相談 87件



87件の深刻相談を受け付けた（11月3・4日）

公益社団法人日本消費者センター（以下「NACS」とする）は、11月3日（土）と4日（日）の両日、「これまでに全国からの相談を受け付けてきた不当請求・架空請求」をテーマに、記者会見を開催した。この中で、NACSの代表者は、不当請求・架空請求の現状と、NACSが取り組んでいる対策について、記者に説明した。

# 「不当・架空請求110番」 11月3日、4日 NACS

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS、河上正二会長）は11月3日、4日の両日、東京と大阪で「不当請求・架空請求なんでも110番」を実施する。

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」。「こんな法務省などをかたる架空請求はがきが届き、記載された連絡先に電話してしまい、何千万円もの被害に遭った事例が報告されている。裁判所や国民センターをかたる、封書も登場するなど、次々と手口を進化させている。

スマートフォンのショートメッセージ（SMS）に料金未納の特別メールが届く。パソコンに警告音とともにウイルス感染画面が表示され、3万円程度の削除代金を請求される。ネットで小さな打ち消し表示を見落とし、今だけ激安だと思って商品を注文すると定期購入で高額な請求をされる。これらも、架空請求や不当請求の典型例だ。

緊急時の水道修理、鍵の紛失時の鍵依頼などで、高額過ぎる請求をされているケースも少なくない。

NACS相談室長の樋口容子さんは、「架空請求は、支払い方法がコンビニのプリペイドカードや通販サイトのギフトカードなどに移行し、返金が難しくなっている。水道や鍵の高額請求も一度支払うと取り戻すことは難しく、何らかの対応策が必要」と指摘する。110番で多くの情報を聞き取り、法規制の不備などの提言につなげたい考えだ。「どうして支払わなければならぬの？」と消費者が素朴に疑問に感じるのは、なんでも相談してほしい」と呼びかけている。

11月3日(土)、4日(日)  
午前10時～午後4時  
東京相談室  
☎03-3400-1103  
(FAX 03-6434-1161)  
大阪相談室  
☎06-4790-8110

# NACS「110番」に相談87件 架空請求はがきが最多

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）は11月4日、3日から2日間実施した「不当請求・架空請求なんでも110番」の結果を公表した。87件の相談が寄せられ、法務省や裁判所を装った架空請求はがきの相談が14件と最も多かった。

次に多かったのは、突然、身に覚えのないサイトや動画使用料が請求される架空請求メールで7件。このほか、「5日前に契約した結婚式のキャンセル料を請求されているが、支払わなくてはならないか」「コインパーキングのチケットを紛失し、違約金3万円を請求された」「解約したはずのクレジットカードからの請求を受けた」「探偵を依頼した業者からの請求額が高すぎる」など、不当請求の相談も数多く寄せられた。定期購入や、ネットショッピング、ネット回線、美容液、リフォームの相談などもある。

NACSでは詳細を分析し、年内にも提言をまとめた。架空請求はがきの相談者で、注意喚起が行われていることを知っていたの

はわずか1人。110番のアドバイザーを務めた北添圭弁護士は「高齢者がインターネットを参照しているとは考えられないことを考えれば、被害者が多い地域に郵便便のタウンページを活用するなどして、注意喚起を徹底することが望まれる」と話している。

# ⑦「いーすと」10月号、11月号、12月号

東日本 NACS NEWS | 10月号 No.353  
2019年10月29日発行 11月1日発行

今年も実施します!  
これって払わなくてはいけないの? 不当請求・架空請求 なんでも110番  
11月3日(土)と4日(日)の2日間、「これって払わなくてはいけないの?」～不当請求・架空請求～なんでも110番」を実施します。  
電話: 03-3400-1103 / FAX: 03-6434-1161 ・受付時間: 午前10時～午後4時

平成30年11月3日(土)4日(日) 午前10時～午後4時

「いーすと」は、NACSが主催する消費者生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）が発行する、消費者生活に関する情報誌です。毎月1冊発行し、全国のNACS相談室で無料配布されています。今年も10月号、11月号、12月号の3冊が連続して発行されます。

東日本 NACS NEWS | 11月号 No.354  
2019年11月11日発行

河上新会長誕生

2019年10月6日(土)東京都千代田区六本木の「本郷公園アウトレット」にてNACS総会が閉幕し河上新会長が誕生しました。河上新会長は今年30歳の若さで3年連続で選出されたことには驚かされたこと。今NACS会長に選ばれたことでも驚かされています。

河上新会長は「消費者生活に関する情報を提供し、消費者生活の向上に貢献したい」という思いでNACSに入会し、NACSも消費者生活の向上に貢献したいと決意を表明しました。

NACSは公益社団法人です。消費者生活に貢献することが最大のミッションであることを見守り、NACSも消費者生活の向上に貢献したいと決意を表明しました。

河上新会長は「NACSも消費者生活の向上に貢献したい」という思いでNACSに入会し、NACSも消費者生活の向上に貢献したいと決意を表明しました。

東日本 NACS NEWS | 12月号 No.354  
2019年12月12日発行

なんでも110番 開催報告

11月3日、4日の2日間、東京・大阪で「これって払わなくてはいけないの?」～不当請求・架空請求～なんでも110番」を実施し、全国から合計で87件の相談が寄せられました。

「いーすと」は、NACSが主催する消費者生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）が発行する、消費者生活に関する情報誌です。毎月1冊発行し、全国のNACS相談室で無料配布されています。今年も10月号、11月号、12月号の3冊が連続して発行されます。

東日本 NACS NEWS | 11月号 No.354  
2019年11月11日発行

今年も実施します!  
これって払わなくてはいけないの? 不当請求・架空請求 なんでも110番  
11月3日(土)と4日(日)の2日間、「これって払わなくてはいけないの?」～不当請求・架空請求～なんでも110番」を実施します。  
電話: 03-3400-1103 / FAX: 03-6434-1161 ・受付時間: 午前10時～午後4時

「いーすと」は、NACSが主催する消費者生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）が発行する、消費者生活に関する情報誌です。毎月1冊発行し、全国のNACS相談室で無料配布されています。今年も10月号、11月号、12月号の3冊が連続して発行されます。

⑧ 「ハーモニー」10月1日号、12月1日号

I N F O R M A T I O N

---

**「これって払わなくてはいけないの?」**  
 ~不当請求・架空請求 なんでも110番~  
 相談担当者募集と事前研修会のお知らせ

<b>&lt;事業委員会&gt;</b>	【消費者トラブルなんでも110番】事業 電話相談担当者を募集します (両日5名程度)
テーマ	「これって払わなくてはいけないの?」 ~不当請求・架空請求 なんでも110番~
日時	11月3日(土)・4日(日) 10:00~16:00 (相談受付時間)
場所	NACS西日本本部事務局 相談受付電話 06-4790-8110 (大阪府中央区東船場2番25号 第7ビル4F 1065号室)
応募資格	・NACS西日本本部会員 ・行政の消費者相談窓口に勤務する専任職員 ・できるだけ下記の手順研修を受講できること、相談スキル。
申込方法	①氏名、②住所、③勤務先(及び勤務年数)、④電話番号、⑤EメールまたはFAX番号を明記し、⑥写真(40歳以上の場合は顔)を明記し、EメールまたはFAXでお申し込みください。 E-mail: west.kai@nacs.or.jp (9時) FAX: 06-4790-8110 (3名事務用) 【締切】10月14日(水)受付後、担当者より返信いたします。 事業委員会 敬啓

<b>&lt;研修委員会・事業委員会共催&gt;</b>	【110番 事前研修会】
日時	10月27日(土) 【講習1】10:00~12:00 【講習2】13:00~15:00
内容	【講習1】「電話相談サービスに当たる消費者トラブルについて」 講師 中須士 利雄 会長 【講習2】「これって本当に、不当請求・架空請求?」 講師 中須士 利雄 会長 中井 由成 氏 中井 由成 氏
場所	大阪東船場店 5階 研修室 (大阪府中央区本町1-4-2)
対象者	NACS会員
定員	講習1、講習2 各50名 (先着順)
受講料	講習1、講習2とも無料
申込方法	①氏名、②住所、③電話番号、④EメールまたはFAX番号を明記し、EメールまたはFAXでお申し込みください。 E-mail: west.kai@nacs.or.jp (9時) FAX: 06-4790-8110 (3名事務用) 【締切】10月14日(水)受付後、担当者より返信いたします。

NACS 西日本支部ニュース 2018年12月1日

**ハーモニー No.362**

---

**研修委員会・事業委員会 共催**

**「消費者トラブルなんでも110番事業」事前研修会 報告**  
 ~これって払わなくてはいけないの?不当請求・架空請求なんでも110番~

10月27日(土)大阪東船場店5階の研修室にて、「消費者トラブルなんでも110番事前研修会」を開催しました。講習1が午前、午後には講習2を開催し、受講者は講習1が25名、講習2が24名でした。

講習1では中須士会長の講話「注意点を意識にお話しし「電話相談サービス」の消費者トラブル」をテーマに、ご講演いただきました。平成28年5月23日開催の改正電気通信事業法における改正ポイントについて説明し、①悪質業者の被害、②消費者の苦情対応、③行政機関の対応について中須士会長、田中副会長の講話がありました。また、相談の事例について、田中副会長の講話がありました。また、相談の事例について、田中副会長の講話がありました。

講習2では中須士会長の講話「注意点を意識にお話しし「電話相談サービス」の消費者トラブル」をテーマに、ご講演いただきました。平成28年5月23日開催の改正電気通信事業法における改正ポイントについて説明し、①悪質業者の被害、②消費者の苦情対応、③行政機関の対応について中須士会長、田中副会長の講話がありました。また、相談の事例について、田中副会長の講話がありました。

⑨ 京都府消費生活安全センター  
 Twitter 10月16日、  
 11月2日(リツイート)

京都府消費生活安全センター  
 ツイート ツイートと返信 メディア

京都府消費生活安全センター 2018/10/16  
 11月3日・4日に、NACSでは、  
 消費者トラブルなんでも110番  
 を実施します。  
 不当請求や架空請求などにつ  
 いて相談を受け付けます。大阪相  
 談室:06-4790-8110、詳細は案  
 内ページをご覧ください。  
[nacs.or.jp/kaioketsu/110ba...](http://nacs.or.jp/kaioketsu/110ba...)

#nacs #消費者トラブル #なん  
 でも110番 #不当請求 #架空請求  
 #フィッシング

⑩ 京都府消費生活安全センター  
 Instagram 11月2日

kyotoshohisen

これって払わなくてはいけないの? 不当請求・架空請求  
**なんでも110番**

電話相談  
 平成30年11月  
 3日(土)4日(日)  
 午前10時~午後4時

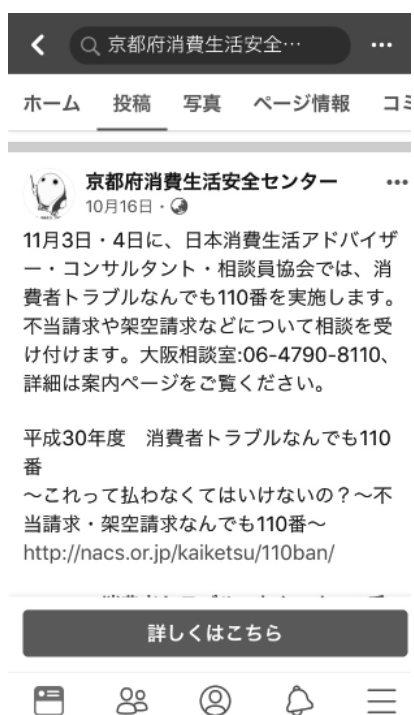
東京 電話: 03-3400-1103  
 大阪 電話: 06-4790-8110

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 <http://nacs.or.jp>

いいね! 6件

kyotoshohisen 11月3日・4日に、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会では、消費者トラブルなんでも110番を実施します。不当請求や架空請求などについて相談を受け付けます。大阪相談室:

⑪京都府消費生活安全センター Facebook (10月16日)



⑫ニッポン消費者新聞 Facebook (11月2日)

